

堺市議会ハラスメント防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市議会ハラスメント防止条例（令和8年条例第39号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(相談事案への対応)

第3条 相談員は、条例第7条第2項の規定による相談を受けたときは、遅滞なく相談業務に当たるものとする。

2 相談員は、申立人が条例第8条第1項の規定による調査を希望するときは、議長に対し、同項の承認を求める旨を申し出るものとする。

3 議長は、前項の規定による申出があった場合において、調査の必要があると認めるときは、これを承認するものとする。

4 議長は、第2項の規定による申出に対する決定について、相談員及び申立人に通知するものとする。

5 議長は、被申立人が職員の場合であつて、調査を承認したときは、当該調査が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じて、他の任命権者と事前協議その他の必要な調整を行うものとする。

(議長への報告)

第4条 相談員は、条例第7条第2項の規定による相談を受けたときは、その旨及び相談事案の内容を議長に報告しなければならない。

2 相談員は、条例第8条第2項の規定により、調査の結果を報告するに当たっては、相談事案の内容、調査の結果及びハラスメント又はそのおそれの有無について判断した理由が分かる資料を提出するものとする。

(被害防止措置の基準)

第5条 条例第11条第1項に規定する議長が定める被害防止措置の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- (1) 被申立人の行為がハラスメントになるおそれがあると認める場合 注意喚起
- (2) 被申立人の行為がハラスメントであると認める場合 中止の求め
- (3) 被申立人によるハラスメントが繰り返され、又はその程度が甚だしいと認める場合 勧告

(ハラスメント審査会)

第6条 条例第11条第1項又は第2項の規定により議長が被害防止措置を講じ、又は被申立人の氏名等を公表するに当たって、あらかじめ協議するため、ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 条例第11条第1項の議長が定める議員は、交渉会派（所属議員が3人以上の会派をいう。以下同じ。）を代表する議員各1人及び非交渉会派等（所属議員が2人の会派及び会派に所属しない議員をいう。以下同じ。）を代表する議員1人とする。
- 3 審査会に座長を置き、議長をもって充てる。
- 4 座長は、議事その他の会務を総理する。
- 5 審査会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて座長が招集する。
- 6 会議は、非公開とする。
- 7 会議の議事となっている相談事案に係る被申立人は、会議において文書又は口頭により弁明をすることができる。
- 8 審査会は、必要と認めるとき、又はその構成員から申出のあるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 審査会の構成員が、会議の議事となっている相談事案に係る申立人、被申立人又は調査対象者となる場合は、当該議事から除斥する。この場合において、当該構成員が所属する交渉会派又は非交渉会派等は、当該構成員に代わる者を定めることができる。
- 10 審査会の構成員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。審査会の構成員を退いた後も同様とする。
- 11 第8項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。